# 令和5年度「第3次愛川町生涯学習推進プラン」及び 「第3次愛川町男女共同参画基本計画」策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 業務の概要

# (1) 業務の名称

令和5年度「第3次愛川町生涯学習推進プラン」及び「第3次愛川町男女共同参画基本 計画」策定業務委託

# (2) 業務の目的

平成30年度に策定した「第2次愛川町生涯学習推進プラン・後期基本計画」及び「第2次愛川町男女共同参画基本計画・後期基本計画」の計画期間が令和5年度に終了することから、両計画の第3次計画策定業務を実施するもの。

# (3) 業務の内容

令和5年度「第3次愛川町生涯学習推進プラン」及び「第3次愛川町男女共同参画基本 計画」策定業務委託仕様書のとおり

# (4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

# (5) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約)

## 2. 実施形式

公募型プロポーザルによる。

# 3. 参加要件

本町の競争入札参加資格認定業者のうちコンサルの「328.都市計画及び地方計画」または一般委託の「510.調査業務委託」に登録されていること。

## 4. スケジュール

実施内容	日程
告示	令和5年4月19日(水)
プロポーザル関連資料の配布	令和5年4月19日(水)~令和5年4月26日(水)
参加申込書提出期限	令和5年4月26日(水)午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和5年4月28日(金)
質問書受付期限	令和5年5月10日(水)午後5時まで
質問書に対する回答	令和5年5月12日(金)
提案書等の提出期限	令和5年5月19日(金)午後5時まで ※必着
プレゼンテーション	令和5年5月25日(木)予定
審査結果通知	令和5年5月31日(水)
結果の公表及び契約の締結	令和5年6月7日(水)予定

5. 事業担当課(本プロポーザルに関する問合せ先)

愛川町教育委員会 生涯学習課

 $\mp 243 - 0392$ 

神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1

電話046-285-6959 (直通)

FAX 046-286-4588

E-mail shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp

- 6. 関係資料の配付
  - (1) 配布方法

愛川町ホームページからダウンロードすること。

※「愛川町ホームページ」⇒「しごと・産業」⇒「入札・契約」

⇒「プロポーザル関係」内

(2) 配布期間

令和5年4月19日(水)から令和5年4月26日(水)まで

7. 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、参加申込書(第1号様式)を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年4月26日(水)午後5時まで

(2) 提出先及び提出方法

本要領5に掲げる担当課へ持参すること。

- 8. 仕様書等に関する質問・回答について
  - (1) 質問書の提出期限

令和5年5月10日(水)午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

指定の質問書(第4号様式)により、本要領5に掲げる担当課あてに電子メールで提出すること。なお、送信後に、必ず、送信確認の電話をすること。

(3) 質問の回答

質問回答書として一括してとりまとめ、令和5年5月12日(金)までに愛川町ホームページに掲載する。

(4) その他

受付期間を過ぎたもの、指定の方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については一切回答しない。

また、本プロポーザルの審査基準にかかる内容、他の参加者に関する内容についての質問も一切受付けしない。

9. 提案書類の提出について

提案書類等提出書(第5号様式)を添付し、提案書類等提出書(第5号様式)に記載の順番に簡易ファイル等に綴じ、必要部数を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年5月19日(金)午後5時必着

# (2) 提出方法

郵送(記録が残るよう、書留等によること) または持参とする。

(3) 提出先

本要領5に掲げる担当課

# (4) 提案書等の作成要領

# ① 提案書

ア 表紙(第6号様式)を必ず添付すること。なお、参加者名(会社名等)は、正本の 表紙にのみ記載し、副本の表紙には記載しないこと。

イ 提出書類等について、指定の様式がある場合は必ずそれを使用すること。用紙のサイズは JIS 規格による A 4 判とする。やむを得ず A 3 判で作成する場合は片面印刷で A 4 判に折込むこと。

ウ ページ数はA4サイズ両面印刷で10ページ以内とする。

企画提案は、本業務に対する具体的な取り組み方法についての提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

# ② 会社概要

提案様式3を使用すること。なお、会社パンフレット等があれば添付すること。

(5) 見積書等について

見積書には「第3次愛川町生涯学習推進プラン」及び「第3次愛川町男女共同参画基本 計画」両計画策定にかかる合計金額を記載すること。

① 様式等

見積書は提案様式1を、提案価格内訳書は提案様式2を使用すること。それ以外の様式による提出は失格とする。

② 記載内容

見積書記載の提案価格は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含む金額を記載すること。

③ 提案価格の上限額

提案価格の上限額は5,200,000円(税込み)(計画ごとの上限額は下記のと おり)とし、この額を超える場合は失格とする。なお、この金額は契約金額の限度を示 すものであり、本町がこの金額で契約することを約束するものではない。

- ・「第3次愛川町生涯学習推進プラン」 2,600,000円
- ·「第3次愛川町男女共同参画基本計画」 2,600,000円

## (6) 提出書類の取扱い等

- ① 提出された書類等は返却しない。
- ② 提案書及び見積書等の提出後の修正・差し替え等は一切認めない。
- ③ 提出された書類等は、本プロポーザルに必要がある場合、町が使用し、複製等をすることができる。
- ④ 最優秀候補者として優先交渉権者となった場合、提出された見積書は、契約締結用の見 積書として取り扱う。
- ⑤ 提出された提案書は、当該業務の受注業者となった場合、当該業務の仕様書の一部として取り扱う。

## 10. 審査及び評価

# (1) 審查方法

参加者によるプレゼンテーションを行い、次項に定める選定基準に基づき、提出された 提案書及び提案内容の実現性を確認したうえで、提案書及び見積書の各評価項目の審査で 得られた総合評点が最も高い提案者を最優秀候補者として選定する。

なお、本プロポーザルの参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、 その場合、評点が60点以上(評価者の平均点)であれば最優秀候補者の要件を満たすも のとする。

※最も高い総合評点の提案者が複数の場合は、次の順序により決定する。

- ① 技術的評価の評点が高い者
- ② 見積書の価格が低い者

# (2) 選定基準

別紙選定基準のとおり

- (3) プレゼンテーション
  - ① 実施日は、令和5年5月25日(木)を予定する。
  - ② 開催時間、場所、その他の詳細は参加申込書の確認後に別途通知する。
  - ③ 参加業者ごとに行い、1者30分以内とする。プレゼンテーション後、10分程度質疑応答の時間を設ける(セッティングの時間として開始前に5分程度の時間を設ける)。
  - ④ 説明者は配置予定技術者経歴書で指定した者又は技術担当者(主担当)とし、出席者は全員で3名以内とする。
  - ⑤ 配置予定技術者は、社会通念上やむを得ないと判断される場合を除き、必ず出席するものとする。
  - ⑥ 説明資料(紙媒体)は企画提案書のみとし、その他の資料の配付は認めない。
  - ⑦ プレゼンテーション資料 (パワーポイント等) について、企画提案書に記載のない事項 は評価の対象としない。
  - ⑧ プレゼンテーション資料 (パワーポイント等) には社名等を記載しないこと。
  - ⑨ 必要に応じて、本町が用意するプロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは使用可とする。
- (4) ヒアリングの実施

不適切と思われる低額な価格提案や、提案書の内容に疑義がある場合は、必要に応じてヒアリングや確認資料の提出を求める場合がある。

- 11. 審査結果等の通知及び公表
  - (1) 審査結果はすべての参加者に通知する。
  - (2) 契約締結後、次の項目についてホームページにおいて公表する。
    - ① 最優秀候補者の名称及び評価点及び契約金額
    - ② プロポーザルへの参加者数とその評価点
    - ③ その他必要な事項
- 12. 業務委託契約の締結等
  - (1) 契約の締結

選定された最優秀候補者を優先交渉権者として、協議を経て業務委託契約を締結する。

優先交渉権者との契約締結が成立しなかった場合は、審査結果の総合評点が上位の参加者から順に契約に向けた協議を行う。

なお、総合評点が同点の者が複数ある場合は、10.審査及び評価(1)に準じ決定する。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者と協議の上定めるものとする。

- 13. プロポーザル参加者の取り消し及び失格等
  - (1) プロポーザル参加者として認められたものが、契約締結までの間に愛川町指名停止等措置要綱に基づく指名停止の処分を受けることとなった場合は、その認定の取り消し、または失格とする。
  - (2) プロポーザル参加者として認められた者が、提出書類を提出期限内に指定の提出方法で指定の提出場所に提出しなかった場合、並びに提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
  - (3) プロポーザル参加者として認められた者は、失格等の規定に該当することとなった場合は、速やかにその事実を事業担当課まで届け出なければならない。 なお、届け出がなく、後日その事実が判明した場合は、資格停止等の措置を講じる場合がある。

## 14. 提案等の無効及び辞退

- (1) 次のいずれかに該当する場合、提案は無効または失格とする。
  - ① 参加資格のない者が行った提案
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③ 記載事項が不明なものまたは提案書に記名押印がないもの
  - ④ 提案書類が不足しているとき
  - ⑤ その他配付資料等において示した応募に関する条件に違反したとき
  - ⑥ 提出期限を過ぎて提出された場合
  - (7) その他、本町の指示した事項に違反した場合
- (2) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合

令和5年5月19日(金)まで(平日開庁日の午前9時から午後5時まで)に「辞退届(第3号様式)」を本要領5に掲げる担当課に提出すること。なお、提案書提出後の辞退はできないものとする。

## 15. その他

- (1) 契約保証金は免除とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加等に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。